

入札監理小委員会
第621回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第621回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年4月27日（火）15：17～16：07

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○「横浜第2合同庁舎」の管理・運營業務（財務省）

○名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務（国税庁）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（財務省関東財務局）

横浜財務事務所 総務課 鈴木課長

羽田課長補佐

桜井係長

（国税庁名古屋国税局）

総務部 会計課 松井課長

成田課長補佐

伊藤係長

（事務局）

小原参事官

○事務局 それでは、ただいまから第621回入札監理小委員会を開催します。

初めに、横浜第2合同庁舎の管理・運營業務の実施状況について、財務省関東財務局横浜財務事務所総務課、鈴木課長より、御説明をお願いいたしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○鈴木課長 今、御紹介いただきました、関東財務局横浜財務事務所総務課長、鈴木でございます。よろしくどうぞお願いいたします。本日は、横浜第2合同庁舎の管理・運營業務の実施状況につきまして、御審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。私のほうから、資料1に基づきまして、実施状況を説明させていただきます。

まず、事業の概要。1. 委託業務の内容ですが、横浜市中区に所在する横浜第2合同庁舎の1つ目、電気・機械・監視制御設備点検等業務、執務環境測定等業務、以下、設備点検等業務と称させていただきます。2つ目、清掃業務。3つ目、警備業務。以上の3つの業務になります。

この業務委託契約は、平成28年度から民間競争入札を導入しており、平成28年度から平成30年度までを1期目、平成31年度から令和3年度までを2期目として、現在、3年間の契約を締結中でございます。

1期目を実施しました結果、契約規模が大き過ぎるとの御意見が入札説明会参加者からございましたので、1期目では、一括して調達していた本件業務を、2期目では、先ほど申し上げました3つの業務に分割して調達を実施しております。

その結果、I-4の(1)から(3)のとおり、設備点検等業務で3者、清掃業務で4者、警備業務で1者が参加しまして、それぞれの民間事業者から提出された企画書について、業務の実施に必要な要件が満たされているかどうかを確認しまして、最低価格落札方式にのっとりまして、最終的に入札額がより低い現在の受託事業者が落札者となっております。なお、警備業務の調達におきましては、初度入札において不落札となっており、また、応札者との見積り合わせにおいても不調となったことから、予定価格を見直しの上、再度、公告を実施しました結果、現在の受託事業者が落札者となっております。

落札金額につきましては、3つの業務を合計して、税抜き価格で10億4,880万円となっております。

本契約につきましては、令和3年度で3年目を迎えておりまして、今年度末で契約期間が終了となるものでございます。

次にIIの確保されるべき質の達成状況について、御説明させていただきます。資料1、

2 ページ目を御覧ください。

(1) の確実性の確保については、管理・運営業務の不備に起因する横浜第2 合同庁舎における執務及び営業の中断回数により評価を行いました。該当する事実はありませんでしたので、適切に業務が実施されていると判断しております。なお当庁舎では、令和3 年1 月2 5 日に、当社設備以外が起因と推定される火災が発生しましたが、事業者には責がない事故でありました。また、火災発生時には、避難誘導や応急復旧等を迅速に実施しております。執務等の継続性の確保に寄与したものと判断しております。

(2) の安全性の確保につきましては、管理・運営業務の不備に起因する、職員及び利用者の災害または事故の発生回数により評価を行いました。該当する事実はございませんでしたので、適切であったと判断しております。

次に(3) の環境への配慮につきまして、法令等を遵守し、利用者の業務に支障のないよう配慮するとともに、当庁舎の温室効果ガス削減目標の達成に努めることとなっております。当庁舎の削減目標は、平成2 5 年度比で1 0 %の削減ですが、結果としては平成3 1 年度が1 8 . 5 %増加、令和2 年度で1 4 . 9 %の増加と、2 か年とも目標を達成できていない状況でございます。しかしその要因は、新規官署の入居に伴う電力使用量の増加などによるものでございまして、一概に受託事業者側の責に帰すべき内容ではないと思慮されまして、評価を下げる要素ではないと考えております。

次に(4) の快適性の確保について。当庁舎の入居官署の職員に対して、施設アンケートによる満足度調査を、平成3 1 年度と令和2 年度の2 回実施しております。調査につきましては、設備点検等業務における施設不具合、修繕等への対応状況、あるいは清掃業務の実施状況、警備員の対応状況などの項目につきまして、満足、ほぼ満足、やや不満、不満の4 つから選択して回答する方法で、その集計結果には②のとおり、満足及びほぼ満足と回答した平均値が、3 つの業務のいずれにおいても、2 か年分ともに8 0 %台後半から9 0 %台前半となっております。これは、横浜第2 合同庁舎の入札実施要項に定める測定指標で基準としています7 0 %以上をクリアしておりますので、達成状況としては、適切に業務が実施されていると評価できます。

次に3 ページになります。2 . 各業務における確保すべき水準について、御説明いたします。委託しております3 つの業務の実施すべき内容に対しまして、それぞれ仕様書どおりの履行や、関係法令にのっとり措置が取られていることから、適切に業務が実施されていると評価できると思います。

次に4ページの3. 創意工夫の発揮可能性について、御説明いたします。

まず(1)の管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案についてですが、設備点検業務において、異常・不具合を察した場合には、即時に応急措置を実施し、書面にて報告するとともに、必要に応じて、その後の発注業務に有益な資料等の提出を受けることで、当局における効率的な発注業務に資することができておりまして、評価できると考えております。また、中長期的な修繕計画の年度修正のサポート、あるいは年度の修繕計画案の策定を通じて、効率的かつ計画的な修繕工事の実施や、設備の良好な維持・管理につながっておりまして、こちらにつきましても評価できるものと考えております。

次に5ページの(2)従来の実施方法に対する改善提案についてですが、1点目として、空調用ロードフィルターについて、フィルターの巻取り方法の設定を手動に切り替えたことでフィルターの消費量を節約し、購入費用の削減に寄与したことから、こちらも評価できると考えております。

2点目として、受付や女子トイレの巡回等、女性ならではの気配りが必要なものにつきまして、女性警備員が対応することで、安心感と防犯効果を高めるということができたと考えております。また、経験豊富な警備員や若手警備員など、多様な人材の活用と管理を行うことで、状況に応じた柔軟な対応が取れていたことから、これらも評価できると考えております。

次にⅢ、実施経費に関する状況及び評価について、御説明いたします。

1. 対象公共サービスの実施に要した経費につきまして、民間競争入札実施前の平成27年度の経費と、民間競争入札実施後の評価期間であります、平成31年度から令和3年度の平均の経費を比較しております。こちらの表につきましては、実際にかかった経費から、直接の比較が困難なものとして表の下部に羅列しております業務に係る経費、これを除いたものの比較となっております。

6ページ、2ポツの表を御覧ください。経費を比較した結果として総合計を見ますと、平成27年度の従前経費が、2億4,555万7,000円、平成31年度から令和3年度の平均の経費が、3億33万円となっております。5,477万3,000円の増加。比率にすると22.3%の増加となっております。

表の内訳を御覧ください。当該経費の増加要因について、次のとおり要因分析を行っております。経費の大宗は人件費であることから、調達業務別に増加率を整理すると、設備点検等業務で9.3%の増加、清掃業務で16.2%の増加、警備業務で47.0%の増加と

なりますが、各業務に対応する業種の建築保全業務労務単価の増加率と比較しますと、設備点検等業務及び清掃業務につきましては、それぞれ試算しました建築保全教務労務単価の伸び率の範囲内となりました。一方で、警備業務につきましては、当該単価の伸び率17.0を上回っていることから、特に警備業務においては、人件費の増加率を上回る経費の増加があったといえます。

この点につきましては警備業務におきまして、人件費の上昇局面下での今後の先行き不透明性が、価格設定に影響を与えたと思料されるということ、それと事業者において、良好な人材確保のための有給休暇取得促進や、資格取得者数の十分な確保など、事業・サービスの質の確保という一定の合理的な理由があった一方で、1者応札となったことが、要因の一つとなった可能性はあると考えております。なお、1者応札となった原因につきましては、ヒアリングを行った結果、警備員の資格要件、具体的には、警備長の警備員指導教育責任者の資格要件に対して、入札説明会参加者におきまして、十分な人員を確保できていないものであったことに加えて、開札日の日程上、事業者の人員確保等に必要な準備期間が十分に取れなかったことが挙げられます。

以上を踏まえまして、本事業の評価については、7ページのIV、評価のまとめのとおりとなります。本件業務の質や確保すべき水準については適切に取られているほか、受託事業者からの提案については創意工夫が示され、サービスの質の向上、運営業務の改善に寄与していたと評価できる一方、実施経費につきましては特に警備業務において、人件費の増加率を経費の増加率が上回っており、一定の合理的理由はあるものの、警備業務の調達が、1者応札になったことが影響した可能性は否定できないところでございます。

このため、Vの今後の事業の(1)及び(3)のとおり、本事業につきましては、競争性の確保に関して改善の余地があるため、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしまして、警備業務の1者応札の改善に向けた見直しを図ってまいりたいと思っております。

具体的には、こちらの(2)のとおり、先に申し上げた1者応札のあった要因分析を踏まえまして、次期事業におきましては、資格要件の見直しとして、警備員指導教育責任者の要件を削除すること。それと、開札時期の早期化による準備期間の確保。具体的には、開札日から業務開始までを、中45日から中55日にしていくことで、改善を図ってまいります。

このほか、引き続き関係団体への広報を実施し、入札参加者の拡大を試みることも併せ

て行ってまいりたいと思っております。

早口で大変恐縮でございました。以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、事務局より説明します。5分程度で説明させていただきます。

評価の概要については、財務省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

A-1の資料の1ページの評価の概要です。競争性の確保及び、経費削減という点において課題が認められ、市場化テストを継続するということが適当であると考えております。

次に評価の検討です。具体的には2ページ目の(2)の確保される質の状況についてですが、「環境への配慮」を除いていずれも水準を上回っております。なお、確実性の確保について、令和3年1月に庁舎火災がありましたが、管理・運營業務の不備に起因する営業の中断ではなかったと報告を受けておりまして、火災発生後の対応については、避難誘導、応急復旧等も迅速に対応を実施して、執務等の継続性の確保に寄与したということでした。

また、環境への配慮についても、削減目標に達しておりませんが、入居人員の伸びや、新型コロナウイルス対策により、電力使用量が増加したことが要因であったと考えております。

次に3ページ目です。民間事業者からの改善提案については、いずれも施設の良好な維持管理、費用削減などに貢献している良い提案がございました。

次に(3)実施経費についてです。実施経費は、従来と比較して22.3%増加ということで、4ページの検討の図を見ていただくと分かるのですが、建築保全労務単価に基づき算出した人件費の上昇と比較すると、施設点検等業務、清掃業務については、一定の効果があつたものと評価できますが、警備業務については、大幅に増加しております。経費削減効果があつたと評価することは、困難であると考えております。警備業務が大幅に増加した要因としては、人件費が上昇局面下で、今後の先行きが不透明である。良好な人材確保のための取組を行ったなど、ヒアリング結果があるように、一定の合理的な理由がありましたが、1者応札となったことが、経費の増加要因となった可能性が高いと考えております。

4ページの選定の際の課題に対する改善です。選定時において、一部が1者応札であつたため競争性に課題が認められていたところ、市場化テスト1期目で複数応札となり、競争性が確保されたものの、経費が増額となりまして課題が残ってございました。市場化テス

ト2期目に3つに分割して、2つの業務、施設点検等業務、清掃業務は複数応札になりましたが、警備業務については、1者応札が継続しており経費が増加しているため、競争性の確保及び経費削減という点で課題が残っております。

評価のまとめです。設定された質について、ほぼ目標を達成していると評価することができます。民間事業者の改善提案についてですが、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的や政策目的の達成に貢献したものと評価できます。一方、警備業務については、1者応札が継続しておりまして経費も増加しているため、競争性の確保及び経費削減という点では、課題が認められました。

5ページの今後の方針です。良好な実施結果が得られたと評価することは、困難であります。引き続き、市場化テストを継続して実施することが適当であり、次期事業においては、資格要件の見直し、及び開札時期の早期化による準備期間の確保を検討して、競争性の確保、及び経費の削減を図っていく必要があると考えております。

以上となります。

それでは、ただいま説明いただきました、当事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。小松委員、お願いします。

○小松専門委員 警備ですけども、最近はやっぱ人が足りないということで、ちょっと価格が上がっているということはあると聞いていますけれども、例えば、夜の人員配置を求めるということは、以前はよくあったのですけれども、それをやると人が集まらなくなるというような話も、以前どこかで聞いたような記憶があるのですね。そういう要件が入っていると、人が確保できにくくなったりして、結局、応札が減るといったようなことも考えられるのですけれども、その辺は何か検討されているのでしょうか。既にもうそれはやっていなくて、機械警備でやっていますとかということがあれば、それ以上はやりようがないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。もし、すぐにお分かりでなければ、結構ですので。実施要項をちゃんと見れば分かるのだらうと思うのですけれども、人員配置の要件を、少し緩和することによって応札が増える可能性もあるということなので、今日は、お答えは結構ですので、確認をして、もし改めるべきことあれば、改めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 横浜事務所、よろしいですか。

○鈴木課長 横浜の鈴木でございます。大変ありがとうございました。実際に入居官署の中で、24時間稼働している官署もございますので、夜の警備というのは、対応はお願い

しているところでございます。今は手元でその内容を確認はできませんが、人員の配置を含めて、何か対応可能であるか、それを含めて、1回、確認して御報告させていただければと思いますが。

以上でございます。

○事務局 ほかに何かございますか。石村委員、お願いします。

○石村専門委員 私も警備業務なのですが、資料A-3の下で、複数ヒアリングを実施という形で、特に落札者1者以外の3者から、一応2点、この資格要件を要は見直すということと、あとは準備期間を見直すということで、実際にたしかその2点を見直すということなのですが、その3者は、一応、確認は取られたのですか。つまり、確認を取るといったらおかしいけど、ここではその3者がどう回答してきたかの資料がないので、ちょっと分からないのですけれど、先ほど言った警備員指導教育責任者の資格要件を、要は緩和するというのと、あと55日でしたっけ、今度は延ばすというのであれば、この3者は参加してくるというふうな改善になっているのでしょうか。

○鈴木課長 横浜、鈴木でございます。おっしゃるとおりに、業者のほうから聞いておまして、ヒアリング結果として、資格要件、今ほどありました「警備員指導教育責任者」を増やす人員の確保が難しかった。それは3者とも、そのようなお話がございました。それと、必要員数の人員の確保のために、2か月程度の準備期間が欲しいというようなコメントも頂戴しておるところでございます。そういうことから今回の見直しは、そちらの方向で見直しを考えたいというようなことで考えております。

○石村専門委員 だから、個別の会社側の資料がついていないので、ちょっと判断ができないけれども、その中の向こうが回答してきた要件を、今度の改善点でちゃんと改善されて、少なくとも2者以上は参入してくることは、要は入札してくるのは間違いないのですねっていうことを、確認しているのですけど。

○鈴木課長 はい。業者のほうからのヒアリング結果を受けた対応を、これから取ろうと考えておりますので、複数の応札業者があるものと思っております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますか。石田委員、お願いします。

○石田専門委員 すみません。今の関連なのですが、平成25年度と平成26年度の警備業務は、複数応札があったわけですね。何で今回は、なかったのですかね。

○鈴木課長 横浜財務事務所、鈴木でございます。今、委員のほうから御指摘がありまし

た部分につきましては、すみません、我々は、ちょっと分析が至っておりませんで、そのところは、今お答えする資料がございませんので、申し訳ございません。

○石田専門委員 分かりました。

○事務局 ほかに何かございますか。それでは、ありがとうございました。

事務局から確認させていただきたい点としては、小松委員から、夜間の人員配置など、人員配置で改善できる点はありませんかという質問がありました。横浜財務事務所において検討いただき、実施要項審議には回答いただけるということによろしいですか。

○鈴木課長 検討の上、御回答させていただきます。

○事務局 すみません。ほかに何かございますか。

事務局から確認すべき点は先ほど申した点、以上になります。ほかに確認すべきところは大丈夫でしょうか。

それでは、時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 委員からの意見も出ましたので、いろいろなことを踏まえまして、本日の審議を踏まえ、市場化テストは、継続の方向で監理委員会に報告させていただきたいと思えます。委員の皆様も、よろしいでしょうか。（「お願いします」の声あり）

では、事務局、それをお願いいたします。

○事務局 事業評価案の審議は以上となります。本日は、ありがとうございました。

横浜事務所、右上のボタンで退室をお願いします。

(財務省関東財務局横浜財務事務所退室)

(国税庁名古屋国税局入室)

○事務局 次に、名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務の実施状況について、国税庁名古屋国税局総務部会計課、松井課長より御説明をお願いします。なお、説明は10分程度をお願いします。

○松井課長 名古屋国税局会計課長の松井です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料B-2「名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務概況」、資料B-3「契約状況等の推移」、資料2「民間競争入札実施事業の実施状況報告書」に沿って、内容を説明させていただきます。

まず、資料B-2を御覧ください。

まず左上の施設概要ですが、対象施設は、名古屋国税局が管理する管内の単独庁舎46施設となります。

その下の実施期間は、平成29年4月から令和4年3月までの5年間です。

右側に移りまして、業務内容ですが、黄色いところにあるように、①機械設備管理業務、②清掃等業務、③執務環境測定業務、④庁舎警備等業務となっております。

調達区分は、区分AからFまで地域で区分しております。区分Aは岐阜県下にある5税務署と集中管理書庫、区分Bは静岡県西部にある5税務署、区分Cは静岡県中東部にある7税務署と集中管理書庫、区分Dは名古屋国税局の2施設、区分Eは愛知県下にある14税務署及び名古屋国税局泉分庁舎と集中管理書庫、区分Fは三重県下にある7税務署と集中書庫2か所です。

なお、静岡県の区分B及び区分Cについては、第1期において旧区分Bとなりますが、静岡県を1つにまとめて入札しておりました。その結果、1者応札となり、移動距離や交通手段等、考慮すべき地理的特殊性があるということから、第2期において、静岡県西部と中東部に入札区分を分割しました。

また、名古屋国税局と愛知県の区分D及び区分Eについては、第1期においては、旧区分Cとなりますが、愛知県内の税務署等に加えて、名古屋国税局の2施設を含んでおり規模が大きいことから、第2期において、名古屋国税局の2施設と愛知県内の税務署等に入札区分を分割しました。いずれも競争性を確保するために業者の参考意見を踏まえ、分割したものであります。

次に資料B-3を御覧ください。契約状況等の推移について説明いたします。契約状況等の推移については、各表とも一番左が、市場化テスト導入前の平成25年度の契約状況等です。真ん中が第1期、一番右が第2期の状況でございます。なお、第1期は、全ての区分において不落のため随意契約交渉を行い、予定価格の範囲内で随意契約をいたしました。また、第2期においては、第1期に1者応札であった、資料B-3の「A」岐阜県、それから資料B-3「B」静岡県西部及び、資料B-3「C」静岡県中東部が複数応札となりました。

次に、資料2の民間競争入札実施事業の実施状況について、御説明させていただきます。

まず、1ページのIの事業の概要等でございますが、表の事業概要、業務委託期間、受託事業者は、御覧のとおりでございます。

その下の契約金額は、区分AからFまでの総額で、7億7,255万2,000円です。

入札状況ですが、入札説明書を16者に交付し、入札説明会には9者の参加がありました。

なお、多くのコースで入札参加者が増加いたしました。

次に2ページのⅡ、アラビア数字1の「事業の質に関する評価」でございます。

表の快適な執務環境の維持の快適性の確保に関しては、平成29年度、平成30年度、令和元年度に対象施設の管理に携わっている職員にアンケートを実施しております。実施した結果、各年度とも指標の70%を超える90%以上の満足度を得られており、業務は円滑に遂行されているものと考えております。

また、品質の維持及び安全性の確保については、管理・運營業務の不備に起因する業務の中断などがなかったことから、品質の維持及び安全性の確保ができたものと認識しております。

次にその下、2の実施経費についての評価でございます。調達区分ごとの従来経費と、第2期の実施経費の契約金額は、2ページ下段の表のとおりでございます。従来経費と単純に比較しますと、1,708万9,000円増加しております。しかしながら、3ページに記載させていただきましたとおり、第2期事業においては、従来事業に含まれていた4つの施設が管理・運營業務の対象から外れております。それから、また1つの施設が、新たに管理・運營業務に追加されたということがございまして、従来経費と第2期実施経費の比較に当たりましては、従来経費の契約金額から、対象外となった4施設の契約金額を除外し、一方で、第2期実施経費の契約金額から、新たに対象に追加した1施設の契約金額を除外するという形にしております。

さらに、施設管理運營業務の原価の構成要素としましては、人件費が大部分を占めるということから、国土交通省から公表される建築保全業務労務単価による、業務区分ごとの労務単価の上昇率を考慮いたしますと、3ページの上段の表のとおり、補正後の従来経費というのは、1億3,509万2,000円になり、補正後の第2期実施経費は、1億3,412万円となります。したがって従来経費と比較しますと、97万2,000円経費削減しておることになります。

経費削減の主な理由といたしましては、第1期において、地理的な特殊要因などで入札参加者が少なく競争性が働かなかった区分、いわゆる先ほど申し上げた、静岡県・愛知県を第2期において分割したことで、競争性が働いたと考えております。

次にⅢでございますが、「評価委員会等からの評価」でございますが、名古屋国税局の入札等監視委員会からは、入札に当たって競争性が確保され、公共サービスの質も目標を達

成し、経費削減の点でも効果を上げていることから、良好な実施結果を得られたと評価をいただいております。

次にⅣの「全体的な評価」でございますが、5点でございます。

1点目は、5年に1度の入札事務になって28契約していたものを、6契約に集約することができたということで、事務量を大幅に削減することができ、事務の効率化が図れたということ。

2点目は、障害発生時等における連絡窓口が一本化されたため、障害対応の迅速化や、効率化が図られたということ。

3点目は、確保されるべき質について、高い評価を得られているということ。

4ページでございますが、4点目は、第2期市場化テストにおいて、入札区分を分割したところ、複数者の応札があり、競争性が確保できたということ。

それから5点目が、従来経費と第2期実施経費を比較して、97万2,000円経費削減しており、経費削減の効果が認められたということでございます。

以上のことから、全体として円滑に業務が遂行されたと評価できるものと考えておるところでございます。

最後に、Ⅴの「今後の方針」のところでございますが、①として、実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示や、法令違反もなかったこと。②のところでございますが、実施状況については、名古屋国税局の入札等監視委員会でチェックを受ける体制が整備されているということ。③のところでございますが、入札で複数者の応札があつて、競争性を確保することができたこと。④のところでございますが、サービスの質について、全ての目標を達成していたこと。⑤のところでございますが、経費削減が図られたことということで、市場化テスト終了プロセスに関する指針の基準を満たしており、良好な実施結果を得られていると考えております。

したがいまして次期事業においては、市場化テストを終了し、名古屋国税局の責任において実施したいと考えております。なお、市場化テスト終了後も、外部有識者で構成された当局の入札等監視委員会でチェックを受けるとともに、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックしていただきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格などに関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の維持向上、及びコスト削減に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、事務局より説明させていただきます。説明は、5分程度でお願いします。

○事務局 事務局です。名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務の評価についての御説明です。

1番、「事業の概要等」については、先ほど説明がありましたので、割愛させていただきます。

Ⅱ「評価の概要」です。2ページ目のところです。終了プロセスに移行することが、適当であるとしています。

2「検討」でございます。「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」でございます。この表のとおり、適切に履行されている。全て「適」と評価しております。

3ページ目に行きまして、2点、民間事業者からの改善提案があり、その実施によって質の向上に寄与しておると記載しております。

「(3) 実施経費」についてです。実施経費は、従来経費と単純に比較しますと、総額で約12.4%増加しているとしています。しかしながら、従来事業から合同庁舎化、及び廃止等に伴って対象外となった業務、従来事業から追加となった施設の管理・運営業務、並びに建築保全業務労務単価の上昇率を考慮しますと、一定の効果があつたものと評価できます。すなわち、これらを従来経費及び実施経費から控除し比較した場合、下表のとおり、年間97万2,000円、0.72%の削減を達成しているものと考えております。

4ページ目、「評価のまとめ」でございます。このとおり業務の実施に当たりまして、確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、AED設置庁舎における救急救命体制の強化など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上の貢献したものと評価できません。

実施経費についても、合同庁舎化及び廃止等に伴って対象外となった業務、従来事業から追加となった施設の管理・運営業務、並びに建築保全業務労務単価の上昇率を考慮して比較しますと、97万2,000円の削減が認められ、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持・向上と併せて経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

なお、委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等もなかった。

また、今後は名古屋国税局に設置している、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、実施状況のチェックを受けることが予定されております。

5ページ目、「今後の方針」としまして、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって、市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、名古屋国税局が、自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとしています。

評価案としては、以上でございます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。石田委員、お願いします。

○石田専門委員 石田です。今回、終了ということで異論はありません。全ての区分で複数応札になっていますし、落札率も低いと。この落札率の逆に低さなのですが、Aで77.7%、Bで66.3%、Cで71.1%、Dで71.3%、Eで67.3%、Fで89.6%ということで、先ほどの実施経費についての評価のところでは、総額は増加しているけれど、これは、ほぼ労務単価の上昇分を含んでいるんだという御説明がありました。そうすると、この落札率の低さは、予定価格が少し高めだったのではないかと思うんですね。ですから、今後は適切な予定価格の設定について、御配慮いただきたいという意見です。

以上です。

○松井課長 御意見ありがとうございます。そこら辺も考慮しながら、進めていきたいと思えます。

○事務局 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございませぬ。ありがとうございます。

○事務局 それでは時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 では、引き続き名古屋国税局におかれまして、サービスの質の向上、コスト

削減を図っていただくこととして、本日の審議を踏まえ、市場化テストは終了する方向で、監理委員会に報告させていただきたいと思います。委員方も、御異論ございませんでしょうか。（「よろしくお願いします」の声あり）

では、その方向で、事務局よろしく願いいたします。

○事務局 承知しました。

○事務局 事業評価案の審議は以上となります。本日は、ありがとうございました。

名古屋国税局、右上のバツボタンで退室をお願いします。

（国税庁名古屋国税局退室）

— 了 —